

仁和寺理智院隆澄略伝

— 生歿年・著書・書写典籍を中心に —

野村卓美

一 はじめに

明恵(一一七三—一二三二)の伝記文献に関しては、奥田歟氏に詳細な論稿がある⁽¹⁾。氏によると、「高山寺明恵上人行状」は「根本資料としての資格を充分備へてゐる」作品である。同行状には片仮名・漢字交りの「仮名行状」と漢文体の「漢文行状」がある。両行状の關係は、「仮名行状」には存しない奥書が「漢文行状」にはある。それには、

依蒙⁽²⁾ 仰高山寺明恵上人(高弁)行状粗注進之以義
林房喜海和字之記録為本(依義林房申置以法印權)
大僧都隆澄成漢字畢(所下賜記少々相加之矣)

建長七年(乙卯)七月八日沙門高信

(上山本。卷下・32張)

とあることから推察出来る。

これによると、喜海の「和字之記録」(原「仮名行状」カ)を隆澄が「成漢字」し、それを受け建長七年(一二五五)に高信が「漢文行状」を完成しており、三人が関わっていたことがわかる。行状系伝記の成立過程を知るには、三者の伝記を調査することも必要であろう。既に、喜海⁽²⁾・高信⁽³⁾に関しては詳細な伝記研究が存している。しかし、隆澄については殆ど調査がなされていない。先稿⁽¹⁾では、隆澄の生歿年について簡単に報告したが、本稿では少し詳しく記してみたい。また、現在までに調査することが出来た、隆澄の業績の一端についても報告してみたい。

二 隆澄の生歿年

隆澄の伝記は「伝灯広録」澤巻第七「理智院五世東寺六十七代長者大僧正隆澄傳」と、「本朝高僧伝」巻第五十四「京兆仁和寺沙門隆澄傳」がある。特に後者は隆澄の経歴が詳細に記されており、「日本仏家人名辞書」(光融館。一九〇三年)以後、現在に至るまで多くの仏教辞典や人名辞典類が無批判に参照している。師蛮は伝記の基本である、生歿年を誤記しており、故に、辞書類も同様の誤りを犯している。以下、師蛮が誤記した原因を簡単に指摘してみたい。

師蛮は凡例で「拾三蠹咬鼠嚼之余。」と僧侶の関連資料を博搜したことを自負している。隆澄伝に關しても、「東寺長者補任第三」・「仁和寺諸院家記」・「血脈類集記第十一」を参照した旨を記す。しかし、これら全ての典籍を詳細に比較・検討していないことは、後述することからも明らかである。

【東寺長者補任】文永三年に「同十一月十七日入滅(八十六)」とあることを参照して、師蛮は「(文永)三

年(略)冬十一月(略)十七日寂。齡八十六」と記したのである。これに拠ると、隆澄は治承五年(一一八二)の誕生となる。しかし、師蛮が披見したとする「血脈類集記」第十一には、寛元四年(一一四六)正月十五日に道深法親王(金剛定院御室。後高倉院第二皇子。一一〇六―一二四九)から「重受」しているが、そこには「五十八」と明記されており、文治五年(一一八九)の誕生となる。同じく参照したとする「仁和寺諸院家記」(恵山書写本)には、「同(文永三年)十一月十七日、卒、(八十六)」或文永十一年十月廿七日、入滅」と、異説が記されている。また、「本朝高僧伝」は「就仁和寺道深親王。入兩部壇。」と記すが、隆澄は、「血脈類集記」第八や「仁和寺諸院家記」から、建保七年(一一二九)四月八日に良遍(一一九四―一二五二)より授法されたことが記されている(「血脈類集記」には「年三十一」とある)が、これらの記述を師蛮は参照していない。「東寺長者補任」には良遍からの伝受は記されず、「金剛定院御室灌頂資」とある。

如上、師蛮は自らが示した三書を均等に扱ってはいな

く、「本朝高僧伝」は経歴を中心に記述されており、それらが「東寺長者補任」と合致している。隆澄の生歿年が誤記された原因は、「東寺長者補任」のみを参照したことにあつたと考えられる。

『伝灯広録』澤巻第七にも建保七年に良遍から灌頂を受けたのは「時三十一」とある。前述した、「血脈類集記」や「仁和寺諸院家記」を参照すると、誕生は文治五年とすべきであろう。また、歿年については、前述した「仁和寺諸院家記」の記述や、「血脈類集記」第十二の文永六年二月六日に頼守が法助から受法した際に、隆澄は色衆として加わっており、「大僧正隆澄（僧正位）教授／祝願」（『血脈類集記』）と記されている。また、後述するが、隆澄は文永十年に盛遍に伝授している。このようなことを綜合すると、『仁和寺諸院家記』の指摘する、「文永十一年十月廿七日、入滅」が正しいのではなからうか。文治五年の誕生とすると、「八十六」歳は同年となる。

如上、隆澄は文治五年の誕生で、文永十一年卒とすべきであろう。⁶⁾

三 「右筆」としての隆澄

九条道家の日記『玉葉』に拠ると、承久二年（一二二〇）三月廿三日に法性寺で伯母直秋門院（兼実女。後鳥羽院皇后。一一七三―一二三八）も列席して念仏法門文講讚が行われている。翌日は辰刻に講讚が始まったが、「隆澄闍梨在傍注記之、依堪右筆也」とあり、三十二歳の隆澄が「右筆」として法会を記録している。隆澄は、既に、時の権力者の法会を記録するほど著名な記録僧であつたことがわかる。この折りの記録は現存していないが、現在、隆澄が著した法会の記録を三点確認することが出来る。このことも先稿で指摘したが、再度、簡単に触れておく。

1、「金剛定院御室御入壇記」（『仁和寺記録』二十八）〔大日本史料〕第五編之五）。

金剛定院御室は、前述した如く、後高倉院第二皇子の道深法親王である。後に隆澄が重受する師である。寛喜二年（一二三〇）十二月に観音院灌頂堂で、道深が道助（後鳥羽院第二皇子。一一九六―一二四九）から灌頂を受け

た記録である。八日から行われる予定で、北白河院陳子(後高倉院妃。道深母)も臨幸したが、「雨脚雖休、庭上深泥」の故に、翌日九日から延引された。隆澄が記録者であったことは、冒頭に「隆澄草」とあることからわかる。その隆澄は行遍(一一八一〜二六四)等と共に金剛衆の一人として法会に加わっている。

2、【光明峯寺禪閣御灌頂記】(『大日本史料』第五編之十三。【光明峯寺殿伝法灌頂記】(統群書類従第二十六輯上)とも)

典籍名からも理解される如く、光明峯寺殿九條道家(一一九三〜一二五二)が仁治二年(一二四一)四月十六日に、東寺灌頂院で法務行遍から伝法灌頂を受けた記録である。表題と奥書に「隆澄僧正草」とある。この灌頂の際にも隆澄は色衆の一人として加わっている。

この灌頂式が華やかであったことは、『五代帝王物語』に、

又東寺にて行遍僧正を師範として灌頂し給し時は、
一門他家の公卿、数を尽して布施取に迎て、ゆ、し
き見物にてぞありける。

とあることからわかる。

3、【仁王経法】(東寺宝菩提院蔵)。

表題下に「隆澄法印記」、最後に「以隆澄法印書此記」とあり、隆澄が記録した典籍である。仁王経法が寛元三年四月十三日から東寺講堂で行われた。同法は「鎮護國家の為に修する最大秘法」(『密教大辞典』(法蔵館)であるが、【仁王経法】にはその目的は明記されていない。しかし、【東宝記】第五「当寺代々御修法勤例」の「仁王経法」には、

寛元三年四月十三日、長者法務前大僧正良恵、為
天変消除^レ行^レ之、同廿日結願去二月廿一日客星出
現、同三月晦日彗星出現之御折也、勸賞被^レ寄^二置
阿闍梨五口於金堂一畢、

とある。【平戸記】や【百鍊抄】等をも参照すると、彗星は同年正月より出現しており、改元や徳政等の論議も起こっている。それらを鎮めるために多くの修法が行われており、この仁王経法もその一つであった。同法会にも、隆澄は伴僧の一人として加わっている。

四 隆澄書写本 — 守覚法親王の著述を中心に —

資隆澄

同十四日、奉伝受畢、二校了、

仁和寺第六代御室である、後白河院第二皇子守覚法親王（一一五〇—一二〇二）は、

学徳深遠文辞富瞻にして、野澤諸流の蘊奥を究め、梵漢の書に精通し、和歌文章に巧なり。

〔密教大辞典〕

と、才能豊かな人物と評価されている。隆澄が仁和寺に入寺したのは、既に同寺の僧侶であつた兄忠遍（一一六八—八〇九）（一二五三）との関係であろう。その時期は未詳であるが、守覚が歿した前後ではなからうか。隆澄は仁和寺で修行を積む過程で、守覚に強い関心を抱いたようである。

調査した限りでは、隆澄は二度にわたり、守覚の作品を集中的に書写している。最初は、寛元四年四月から翌年（宝治元年）十一月迄の期間である。

4、〔後七日〕（野月／〇三宝院所蔵）一帖（『大日本史

料』第五編之二十一）

寛元四年四月十三日、賜御所御本書写畢、金剛

〔後七日〕は後七日御修法に関する典籍であろう。それは毎年正月八日から十七日まで、宮中真言院で行われる秘密真言の大法である。〔野月〕は〔野月鈔〕の略称であろう。同鈔は守覚輯であるが、調卷不同である。書名の由来には諸説あるが、守覚が醍醐寺覚洞院勝賢（一一三三—九九六）から相伝した諸尊法の口決を編集した故に名づけられた、とも言われている（以上、〔密教大辞典〕）。

〔御所御本〕は守覚自筆本であろう。また、書写した翌日に「伝受」しているが、この奥書のみでは師僧が誰かは不明である。

5、〔秘鈔第三〕一卷（『天野行宮 金剛寺古記』（大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告書 第六輯（一九三五年））。「大日本史料』第五編之二十一にも）。

本記云

寛元四年四月十三日、賜御所御本、書写訖、二交了、同十四日伝受了 金剛資隆澄

「後七日」と同じ日に、「秘鈔」第三巻も書写している。「秘鈔」も守覚輯であり、「野月鈔」と同様に勝賢との関係が指摘されている（『密教大辞典』）。「秘鈔」は大蔵經に翻刻されており、「第三（光明真言 後七日）」（『正蔵』七八・四八三頁上）とある。4 「後七日」と同日に書写され、奥書も近似しており、同じ典籍の可能性もある。

なお、金剛寺は大阪府河内長野市に現存するが、守覚との関係は、「建久九年三月門跡二品守覚法親王庁の支配に属してその保護を受けること、なり、御室北院の末寺に加列」⁽⁹⁾された、とあることからわかる。

6、「六字經」一帖（『史料蒐集目録』〈五十八／京都府〉仁和寺〈塔頭藏〉（『大日本史料』第五遍之二十一））。

一六字經（包紙ニ野月／三卷トアリ） 一帖
寛元四年四月十六日、賜御本書寫了、^(原)二二交了、

奉受了、
隆一^(原)

4 「後七日」・5 「秘鈔第三」は「御所御本」とあるが、ここでは「御本」とある。しかし、包紙に「野月」とあり、「賜」と敬語を用いており、守覚自筆本と推察される。

「六字經」は六字經法であろうか。同法は、「六字神咒經・請觀音經によりて調伏或は息災の為に修する法」（『密教大辞典』）である。これも『野月鈔』からの書写であろう。7、「北斗」（野月）一卷（『史料蒐集目録』〈五十九／京都府〉仁和寺〈頭中〉（『大日本史料』第五遍之二十一））。

寛元四年閏四月八日、以御本書寫了、二二交了、
同九日、奉伝授禪定大王了、
^(原)隆一

「北斗」は北斗供であろう。同供は「息災殊に天変・疫病・天壽等の災を除かんが為に北斗七星に供養する法」（『密教大辞典』）である。『野月鈔』からの書写である。守覚は「北斗供次第」（仁和寺藏（『国書総目録』））も著している。

先に示した奥書には、伝授した人物が記されていないかったが、ここには「禪定大王」とある。仏教辞典類には、「禪定太閤」・「禪定法皇」は存するが、「禪定大王」は見出すことが出来ない。『大日本史料』は「禪定大王」を「入道道助親王」と注記するが、その根拠を確認することは出来ない。今は「大日本史料」に従っておく。しかし、

道助とすると伝授された場所が問題となるのではなからうか。例えば、『野澤血脉集』巻第三には、「寛喜三年三月十四日籠居野山二年三十六。建長元年正月十五日於野山入滅（五十四）」とあり、『光台院御室伝』には、「寛喜三年三月十八日甲辰、御高野詣以後、輒不令出洛陽御所」とある。道助は寛喜三年以後、高野山を下りること珍しかったようである。伝授された場所は明記されていないが、この期間、道助は京都御所にいたのであろうか。

8、「如法尊勝」〈野月〉 一卷（『史料蒐集目録』
（五十九／京都府） 仁和寺（『大日本史料』第五遍之
二十一））。

寛元四年閏四月十七日、賜御所御本書写了、

同十九日、奉伝受禪定大王了、

隆澄

「如法尊勝」とは如法尊勝法であろう。同法は「如意宝珠立にて修する尊勝法」で「秘法なれども大法に非ず」（『密教大辞典』）とある。これも『野月鈔』からの書写である。「禪定大王」から伝授されている。

9、「御修法御加持作法〈等〉」三卷（『史料蒐集目録』
（百十五） 仁和寺採訪目録二／塔頭蔵二階甲第五十二

箱）（『大日本史料』第五遍之二十四）。

本云、

宝治元年六月七日、賜御所御本書写訖、

文永十年十月三日、賜理智院前大僧正御房御本書写

訖、

一校了、

末資盛遍

寛元五年は二月廿八日に宝治と改元されている。この典籍には「御所御本」を書写した人物の名前が記されていないが、「理智院前大僧正御房御本」とあることや、10「施餓鬼」と奥書が類似していることから、隆澄と考えられる。

守覚撰「御修法御加持作法〈等〉」を「国書絵目録」等から見出すことは出来ないが、「御所御本」とあり、守覚が関わった典籍と考えられる。

次に、隆澄自筆本を書写した盛遍について記してみる。以下述べる如く、盛遍は隆澄自筆本を多く転写している。「血脉類集記」によると、隆澄の兄忠遍から寛元三年十二月十七日に理智院で受法している「頼瑜（盛遍改。律師／二十三。刑部卿）」が該当するのではなからうか。

誕生は貞応二年（一二二三）である。また、色衆の最初には「隆澄法印・僧大徳（呪願／教授）」（第十二）とある。「野澤血脉集」には、「幸心血脈云」として「隆澄一盛遍」とあるが、「頼我口筆云」には「大僧正隆澄三十二代（盛遍遁世後譲得理智院門跡。）」（巻第三）とあり、師弟関係が食い違っている。盛遍が隆澄の師との指摘は、「伝灯広録」澤巻第七にも見出せる。理智院第三世が忠遍、第四世が盛遍、第五世が隆澄とあり、盛遍傳には「晦跡ス。以テ理智之席一属ニ隆澄一矣」とある。類似の記述は「同」隆澄傳にもある。

盛遍について興味ある資料を見出した。高山寺には各僧坊の代々を記した「高山寺代々記」がある。高信撰「高山寺縁起」にも近似した文書が附されているが、村上素道氏著「梅尾山高山寺 明恵上人」（補注（2））・宮澤俊雅氏の翻刻が詳しい。村上氏の翻刻には、東谷池坊寛蘭院代々には義淵房靈典に次いで、「盛遍（明悟上人／形影師）」とある。宮澤氏の紹介する典籍は更に詳細である。

明悟上人第二世（盛遍 元号頼諭 形部卿□□ 当寺隱遁

／□智院忠□法印付法 又隆（一）
法／弘安十年（一）八日入滅（二十五／六）

とある。「□智院忠□法印付法」は「血脉類集記」からも推察される如く、「理智院忠遍法師付法」であろう。「又隆（一）」付法は「又隆澄僧正付法」ではなからうか。弘安十年（一二八七）某八日に入滅しているが、先述した如く、貞応二年誕生とすると、六十五歳となる。入滅の「二十五／六」という記述は、この年齢と関係があるのではなからうか。

如上、盛遍は忠遍・隆澄兄弟の弟子とすべきである。「当寺隱遁」とあり仁和寺から高山寺へ移った僧侶である。また、盛遍は高山寺蔵の典籍類にも名前を見出せる。後述する如く、盛遍は隆澄書写本を幾度か転写していることが確認出来るが、「佛生会講式」（高山寺聖教類 第四部第一一三函9・同11）の「明悟御坊」も、論じている盛遍であろう。

10、「施餓鬼」 一卷（同前）。

宝治宝治元年六月廿四日、賜御所御本、書写訖、

隆澄

文永十年七月十九日、賜理智院御本、令書写訖、

一校了、

奉伝受前大僧正御房畢、

盛遍

「施餓鬼」も守覚の著述から見出すことは出来ない（『国書総目録』等参照）。書写したのは施餓鬼法に關する典籍である。

9 「御修法御加持作法（等）」と同様に文永十年でも盛遍が「故」ではなく、「前大僧正御房」と記していること、また、同年七月に盛遍が「前大僧正御房」から「伝受」していることに留意したい。先述した如く、隆澄の歿年は文永三年ではないことがわかる。

11、【性靈集】 十帖（三教指帰 性靈集）（日本古典文学大系71（岩波書店））。

貞応第二歳仲秋下旬の候、引合し勘注して読む。覚蓮房阿闍梨に訖り、或は西郊の学窓を訪ひ、或は南山の禅囀に挙り、久しく數廻の曆を送る。適一返の功を終わぬ。末資隆澄

宝治元年十一月四日、御本を以て校合し点を移し了むぬ。朱墨を合して之に注す。件の本は北院御室の

仰せに依つて文章博士敦周の点をもて之を進る。又、或る本（為長卿の点）を校合し畢むぬ。一部十帖は故隆澄僧正の持本なり。先の年比、予に付属し了むぬ。秘すべし。秘すべし。法助之を記す

【性靈集】卷第十の奥書である。日本古典文学大系の「解説」や『日本古典籍書誌学辞典』（岩波書店）等に従うと、記されている事柄は以下のとおりである。

守覚の命を受けて、藤原敦周が安元元年（一一七五）までに点進した本があった（「御筆本」という）。貞応二年（一二二三）に隆澄は「南山」（高野山）。日本古典文学大系 頭註）を訪れて、覚蓮房（伝未詳。同前）書写の本を転写した（「醒翻本」という）。隆澄は醒翻本を底本として、宝治元年（一二四七）十一月に、御筆本の校異を移した。その後、隆澄は菅原為長本の校異を醒翻本に書き込んだ。法助（九條道家五男。一二二七—八四）は隆澄から入寂前に醒翻本を譲られた。

【性靈集】は守覚の作品ではないが、隆澄は高野山に赴き書写している。後述する如く、貞応年間に隆澄は高野山に登り、典籍を書写している。この【性靈集】はそ

の際に書写したものの一つであろうか。幾年か後に、守覚が関与した『性霊集』が存することを知り、校異を試みたのであろう。

隆澄が「醍醐本」を譲った法助について、後に関連する事柄を中心に、簡単に記しておく。法助は開田准后とも呼ばれている。その由来は、「仁和寺御傳」（真光院本）に建長三年三月二日付けの法助の願文が載せられ、山城国開田庄に「奉摸清涼寺釈迦像、并建立道場」とあり、晩年に住した土地に因んだものであった。そして、正嘉元年（一二五八）二月に「御与奪」とあり、性助入道親王（後嵯峨院皇子。一二四七〜八二）に御室の地位を譲り乙訓の「退居開田。」（『本朝高僧伝』巻第十五。「密教大辞典」）している。

二度目に、隆澄が守覚の作品を集中的に書写しているのは、文永二年四月から七月までであり、それは鳴瀧御所・開田小御所に赴いて行われている。

12、『真俗交談記』（群書類従第廿八）。

文永二年四月二日於「鳴瀧御所」書写畢。同五日校

之云々

正中二年十月七日三時（未申酉）書功畢。故大僧正御坊自筆御本也。
権律師通春

隆澄

『真俗交談記』は建久二年（一一九二）の重陽節句に「此御所」に集まり、交談したことを「予」が記録したものである。同記については、山崎誠氏に詳細な論稿があり、予は守覚であり、御所は仁和寺御室御所とする。また、隆澄が記す「鳴瀧御所」は「覚性法親王の御所であった紫金台寺」（補注（6））とする。「仁和寺諸院家記」（顕證尊寿院本）が引用する「一条記」に拠ると、覚性（鳥羽院第五皇子。一一二九〜六九）が同寺で入滅後、「雖荒廢、其跡猶不失」したが、寛濟（一一五九〜一六六三）が拝領後、「御所并紫金台寺焼失了」ようである。

正中二年（一二三五）に書写している通春は未詳。

13、『真俗擲金記』（山崎氏。補注（6））。

本文 文永二年四月十二日於開田小御所／書写了

隆澄

正中二年十月三日以大僧正御房自筆／御本書

写之一校了

通春

【真俗擲金記】^(註)も山崎氏が詳細に論じている。氏によると、同記は尊経閣蔵の孤本であり、「守覚法親王の御撰」である。

隆澄が書写した開田小御所は、先述した法助が住した開田御所であろう。隆澄は寛元四年正月十五日に開田秘密莊嚴院で、道深から重受しており、また、建長八年八月二十七日に同所で経助に授法している（『血脈類集記』第十一）が、これも同じ所を指しているのではなからうか。

14、【右記】（群書類従廿四・『正蔵』七八）

文永二年七月二日、於^二鳴瀧御所^一書^レ写^レ之。同三日校合畢。隆澄

この奥書は群書類従本に拠るが、大蔵経本には、
文永二年七月二日於鳴瀧御所書写了／同三日校合畢
或本

【正蔵】七八・六〇七頁中）
とあり、隆澄の名前は記されていない。しかし、両本には、
一本云／私云、彼隆澄者理智院大僧都正一長者法流

者忍辱山親^(群書類)快之始御師範也。

とあり、隆澄が書写に関与していたことが確認出来る。親快の名前が記された理由は未詳であるが、転写した僧侶であろうか。親快は以下にも登場するので簡単に記しておく。

【血脈類集記】には親快が建長二年十一月廿日に悪深から灌頂を受けているが、「生年二十六」（第十）とあり、嘉祿元年（一二二五）の誕生となる。しかし、『伝法灌頂師資相承血脈』には、「親快（覚洞院法印／同（建長）二一十一―廿一印可 卅六）」とある。また、『続伝灯広録』「親快傳」（巻第十一之上）には建治二年五月廿六日、六十二歳寂とあり、誕生は建保三年が正しいと考えられる。

父親については、『血脈類集記』は「從三位親国卿息（或大納言雅親卿云々）」、「続伝灯広録」は「雅親之子」とある。藤原親国（一一四二―一二二〇）・源雅親（一一七九―一二四九）の両者の名前が挙げられているが、親快の生年から、雅親が父親である。「血脈類集記」が両者を並記した原因は、親国にも醍醐寺で高僧となった同名の息「親快」がいた故である（『尊卑分脈』）。先に引用した部分には、隆澄は親快の「始御師範」とあるが、両者の関

係は、例えば、「血脈類集記」第十二の、法助が文永六

年二月六日に頼守に授法した際に、「大僧正隆澄（僧正隆澄三位）（教授

／祝願）」と「法印（北院大納言隆澄）前権大僧都親快」が共に色衆を勤め

ており、親しい関係にあったことは推察出来る。それ以上

上に両者の緊密な関係を示すのは、「密宗血脈鈔」下（大

日本史料」第五編之十）「覚洞院親快」の、

製作書遺尊三卷、令加秘鈔、幸心鈔・慈深之口決、雜

密記（仁和寺理智院隆澄口決、土去抄深賢口決、

という記述である。親快は慈深・隆澄・深賢の口決を纏

めている。「伝法灌頂師資相承血脈」に拠ると、親快は

慈深と深賢から授法されている。確認することは出来な

いが、隆澄が親快の「始御師範」であった可能性も否定

でないのではなからうか。因みに、これら三口決は現存

している。「幸心鈔」三卷は大藏經（「正蔵」七八）に翻

刻されており、「雜密記」一冊は宝菩提院三密蔵、「土巨

抄」一帖（また、「土公鈔」。高野山真別処本「土去鈔」

も現存している（以上、「国書総目録」）。

親快が隆澄と親交があったことは、上述したことから

も確認出来る。

15、「左記」（同前）

本云（群書類

文永二年七月二日於鳴瀧御所書寫了／同三日校合了

隆澄

奥書は群書類従本・大藏經本共に同文である。14「右

記」と同日に、鳴瀧御所で書写・校合している。

なお、「左記」序文には、「爰聊依レ有レ所レ思。密招二

義經一記二合戰軍旨。彼源廷尉匪二直之勇士一也。」（群書類

従本）と、興味ある記述が見出せる。

16、「御記」（「正蔵」七八）・「北院御室拾要集」（統群書

類従廿八下）

本云

文永二年七月七日。於鳴瀧御所書写畢。同八日一

校了。隆澄。自今年二月至于当月。此御記之類十一

卷蒙（群書類）啟（見）了。為百日御手替之忠賞由被仰下者也。

卷卷添（群書類）澄（見）。事事消暗。古之賢慮与今之恩賜。両感遮

心双涙瀝手。情思五十年之習学。不及三四月之披閱。

理智院僧正御房自筆本也

（「正蔵」七八：六一七頁中）

隆澄の記すところによると、文永二年二月から七月の間に親王の著書「十一卷」を閲覧し感涙している。「十一卷」は拝謁した典籍であり、その全てを書写したことを示してはいないと思われる。上述した典籍や、以下に示すものの中にも、この折りに隆澄が拝謁した「御記」が存している可能性がある。

次の二点も「御本」とあり、守覚が関わった典籍であろう。共に、隆澄の名前は見出せないが、「理智院御本」とあり、隆澄が書写した本であったことがわかる。

17、「地鎮事」一帖（高山寺聖教類 第四部第九四函7〔3〕）

（奥書）本文／文永六年七月廿九日以御本／書了／写本云／賜理智院御本書了

この奥書と同じものは、同函7〔23〕「地鎮事」にも見出せる。「書了」の下には「隆澄」と記されていた可能性があるのではなからうか。

18、「紳加持」一帖（高山寺聖教類 第四部第九四函7〔26〕）

（奥書）本云／文永六年七廿九以御本書了／本賜理智院御本書了／盛一

これも17「地鎮事」と同じ日に「御本」を書写している。「盛一」は、前述した如く、隆澄の本を多く書写している盛遍（註）であろう。

次に、書写年は未詳であるが、隆澄が守覚の典籍を書写したことを記しておく。

19、「追記」（「正蔵」七八。群書類従廿四）。本云

貞応元年十二月二十五日以御本書了／権律師信什信什者大（群書類）悲（註）院僧正云々 故僧正者理智院僧正隆澄云々

群書類従本では、「以御本書了」が「以故僧正御本」書了」とある。大蔵経本の如く、「故僧正」が脱落した写本も存していたのであろう。その理由は未詳であるが、略された原因の一つは、貞応元年（一一二二）に隆澄が「故僧正」と記されていたからではなからうか。「佛書解説大辞典」には「守覚親王の御撰述」とあり、

「左記」・「右記」を追う作品故に名付けられたとする。

信什に関しては現在未詳。

20、「蒙散（澤見）」一帖（高山寺聖教類 第四部第九三函）。

（奥書）全十箇卷皆為長者僧正／覚成抄（度々以自筆書献／予部類之）／（略）／沙門守一

永仁五年七月廿五日以梅尾／池房御本令書写畢此御本／者故理智院前大僧正（隆一）／御房御自筆御書也問／理智院御問也即御自筆也／答、開田准后御答也即／御自筆也（略）

金剛佛子靜基記之

「国書総目録」によると、「蒙散」は二書現存している。一つは、四卷四冊で「金剛定院（道深親王）問、光台院（道助親王）答」とあるが、両親王共に守覚よりも後の御室である。他の一書は、五帖で高野山真別処に現存しており、「*保寿院流」と注記がなされている。また、「密教大辞典」「澤見鈔」には、

六卷。覚成記。又六卷鈔と名く。古本には鈔（又は抄）の字無し。覚成は保寿院流祖永徹より伝授せし一尊別の折紙を記して北院御室守覚法親王に授く。親王

これを類聚して六卷となし、本鈔と号す。

という解説がある。守覚は広澤流を保寿院覚成（一一二六—九八）から受けており、後者の典籍が、論じている「蒙散」と同系と推察される。

永仁五年（一一九七）七月廿五日に、「梅尾池房御本」を書写したとあるが、それは、「高山寺代々記」（補注（11））に「覚蘭院（池坊）」とある覚蘭院に蔵されていた典籍である。また、それは、以前、隆澄が書写したものであった。それには隆澄と開田准后法助の問答が記されていたのであろう。盛遍が同院二世であったことは前述したが、あるいは彼が関係していたのであろうか。静基の伝は未詳。

21「澤鈔」（仁和寺所蔵本）（和田氏。補注（10））。

（奥書）此鈔、就澤見、隆證僧正尋申開田准后云々、以御自筆、被注付口伝了、誠以為龜鏡者歟、梅尾信禪上人、当流傳受申懇望間、愁以令聽許畢、仍傳受之次、此口決持參之間、依為斯流之重書、手自書写訖、太以可貴重々々

貞治四年九月九日

桑門老隱士（華押）

和田氏に拠ると、仁和寺所蔵本の奥書からの引用である。しかし、大蔵経本『澤鈔』も「仁和寺塔頭蔵古写本」〔正蔵〕七八・四二三頁注を底本としているが、氏の指摘する如き奥書は翻刻されていない。

『澤鈔』は、

保寿院流永徹に受けた諸尊法等を覚成が折紙に記して、北院御室守覚法親王に授け、法親王これを部類別に輯録して十巻とし、裏書并に傍注を加へられたもの
〔密教大辞典〕

とある。成立が20『蒙散（澤見）』と近似しているのみならず、その奥書も類似しているようである。先ず、隆澄（隆澄）の誤記と考えられる）が開田准后法助に質問していること。また、伝受を許された「梅尾信禪上人」は『高山寺代々記』（補注（11））に拠ると、池坊覚蘭院に「信禪上人（良範／朗智上人付法）」とあり、同院に所蔵されていたこと等がわかる。

22、『結縁灌頂大阿闍梨用意』一帖（『東寺金剛蔵聖教目録』四十八（『大日本史料』第七編之三））。

嘉慶二年六月二日、以隆澄僧正自筆本書寫了、北院

御記云々、尤可供眼肝矣。権大僧都賢宝（生年／五十六）

『国書総目録』に拠ると、『結縁灌頂大阿闍梨用意』は二本現存しているが、守覚との関係は未詳。賢宝の名前は『傳法灌頂師資相承血脈』に光宝付法の中に見出せるが、時代不同である。また、『野澤血脈集』には「臬宝法印一賢宝法印」とあるが、同一人物かは未詳。

23、国文学研究資料館蔵「表白御草」（山崎誠氏）

建長六年正月二十五日於遍智院書寫之／東寺末葉親

快

同年四月四日於仁和寺北長尾房逢于三位法印／読之
加点了／両度交合了

法印云、此御草寺中猶以無披露、尤可／秘蔵之由云々
「守覚法親王の表白を集めたもの」で、東寺宝菩提院旧蔵本である。山崎氏が紹介する傍卷には、「三位法印」との記述箇所が、「隆澄法印」（岩瀬文庫蔵柳原文庫旧蔵本）・「三位法印隆澄」（東寺観智院本）とある（以上、補注（14）参照）。建長六年正月廿五日に醍醐寺遍智院で覚洞院親快が「表白御草」を書寫し、隆澄も書寫した「表

白御草」を蔵していたのであろう、同年四月四日に仁和寺北長尾房で隆澄と逢い、加点をしている。隆澄は親快に秘蔵すべきと語っている。

五 隆澄書写本 — 守覚関係以外 —

次に、隆澄が書写した典籍で、調査し得たものを示してみる。先に、書写年代が明記されているもの、次に、書写された時期は不明であるが、隆澄が関わった典籍の順に記す。

24、「題未詳」一帖（高山寺聖教類 第四部第九三函

11）

（奥書）〈略〉貞応元年十月晦日於金剛峯／寺蓮華谷
草庵書写了此書／者成就院之正流也至極玄底／竹目
木底而已／元仁二年季春之比書之／
隆澄（隆カ）

以理智院御自筆本書／写了 盛遍 / 一交了云々

省略した奥書部分には、久安二年（一一四六）に「三品御手跡本」（三品）は三品親王聖恵（白河院第五皇子。一〇九四—一一三七）を書写したものである。隆澄が「成

就院之正流」と記しており、聖恵は師である仁和寺成就院開祖寛助（一〇五七—一一二五）から伝授されたものであろう。貞応元年に蓮華谷で書写したものを、元仁二年（一一二五）に再度書したのであろうか。11「性靈集」でも言及したが、貞応の頃隆澄は高野山に登っていたようである。

25、「金剛頂經蓮華部心通念誦法」（仁和寺所蔵）〔大日本史料〕第五編之三（一）。
（奥書） 嘉祿元年五月十六日書写了、
隆澄

【佛書解説大辞典】・【国書総目録】等から同名の典籍を見出すことは出来ない。

26、「物具等」（同前）。

（奥書） 嘉祿元年八月七日書了 隆澄

法会に用いる法具に関する口伝等を記した典籍であろうか。

27、「光伝第一（伝流）」（高山寺聖教類 第四部第九一函3〔5〕）。

（奥書）治承三年六月十三日於保寿院以法印御房／御記書写了 隆遍／以慈尊院自筆本書了 良遍

嘉祿元年八月七日書了 隆澄

弘宣

寛文元年正月十五日書了 空真

保寿院御房は守覚の師でもある覚成であることは、前述した。隆暹（一一四五～一二〇五）は、『血脈類集記』には「権右中弁光房息。覚成灌頂弟子。（略）号三慈尊院法印」（第七）とあり、守覚と兄弟弟子である。隆暹と良暹が師弟関係にあったことは確認出来ないが、『血脈類集記』に拠ると、隆暹が建仁元年十二月十八日に寛後に、元久元年四月廿二日に賢隆に授法した折りには、良暹は色衆の一人として加わっている（第七）。良暹が隆澄の灌頂の師であったことは前述した。即ち、覚成—隆暹—良暹—隆澄と伝写されている。

空真の伝記は未詳であるが、高山寺に他に二点書写（第四部第一三七函15〔27〕・同第一七七函66）しており、高山寺の僧侶と推察される。

〔光伝〕は未詳。

28、〔覚禅鈔〕仁王経下（『正蔵 図像』四・三一七頁中）。

寛喜三年五月一日書写了／一校了 隆澄

於此卷者覚洞院法印御自筆者也／尤可為尊重而已

〔覚禅鈔〕は周知の如く、「百卷鈔」とも呼ばれており、

図像集で、東密事相を集成した典籍であり、建久年間に完成したとされている。本巻（巻第二十二）も、建久五年四月二十二日に東山草菴で「佛子覚禅（年五十二）」が書した旨が記されている。大蔵経本を調査した限りでは、隆澄は〔覚禅鈔〕の他の巻は書写していないようである。前述した如く、隆澄は寛元三年には仁王経法の記録を残している。

署名している弘宣は、『続伝灯広録』によると、醍醐寺三十六祖で、永正十年（一一五三）「十一年」カ）に六十一歳で化している（巻第十之上）。また、『野澤血脈集』によると、親快の法脈を継ぐ僧侶の中に「弘宣」がおり（巻第二）、同一人物と推察される。弘宣は「覚洞院法印自筆」と記しており、親快が書写したものを参照したのであろう。

29、〔後高野御室御灌頂記〕一帖（仁和寺所蔵。『大日

本史料』第五編之七）。

寛喜三年五月四日、以故上乘院草本書写了、隆澄

後高野御室とは道法法親王（後白河院第八皇子。

一一六六―一二一四）である。道法は元暦元年（一一八四）

十一月五日に守覚から受法しており（「仁和寺御傳」。『血

脈類集記』第七）。この折りの記録であろう。「故上乘院

草本」とあり、「上乘院大僧正」（『血脈類集記』第十）

と称される良恵は文永五年七十七歳で入滅（「仁和寺諸

院家記」（恵山書写本）しており、該当しない。しかし、

同院に住していた仁隆法印は、道法受法の直前、十月

十五日に守覚から灌頂を受けており（『血脈類集記』第七。

「任隆ニヤ権律師」と記し）、元久二年（一二〇五）正月十日

に六十二歳で卒している。また、道法の灌頂の際には色

衆の一人として加わっている（同）。故に、仁隆が所持

していた記録ではなかろうか。「草本」とあり、未だ備

忘録のような段階のものと同推察される。

30、「私秘抄零本（後七日）」一卷（三宝院所蔵。「大日

仁治（奥書）仁治元年閏十月廿四日書了、

末資隆澄

「私秘抄」は「佛書解説大辞典」・「国書総目録」には

見出せないが、「後七日」についての典籍であり、「秘抄」等と関わりがあるのであろうか。

以下は、書写年は未詳であるが、隆澄の名前や「理智

院御本」等の記述が見出せる典籍を示してみる。

31、「野秘伝上下」二帖（「高野山正智院聖教目録」

三十六函（「大日本史料」第六編之四十二）。

（下奥書）本云、仁和寺理智院三位僧正隆澄奥書也、

文暦二年八月一日、白表紙伝受了、其次余事少々記

之、師主大僧正（実賢）秘決也、

「血脈類集記」の実賢（一一七九―一二四九）付法（第

十）の中には、隆澄は記されていないが、「伝法灌頂師

資相承血脉」には「隆澄（前大僧正 理智院）」とあるが、

受法の日付は記されていない。しかし、同注脈の記述順

序から嘉禎元年か翌年と推察され、良暹から授法された

後に、実賢からも相承していたことがわかる。また、「統

伝灯広録」巻第七 実賢傳には「付法七人」の中に隆澄

がおり、その「頭註」に、
隆澄住仁和寺理智院三位僧正（二）従実賢傳（三）

受秘抄及余事一見_二于野秘傳_一矣

とある。この奥書を踏まえた記述と推察される。

【国書総目録】に拠ると、『野秘伝抄』二帖が真福寺に所蔵されている。

32、【五部肝心記】一帖（高山寺聖教類 第四部第一二九函51）。

（奥書）永仁五年五月廿一日以或人本／書写了／同廿二日申出理智院御本抄／合之／隆俊

永仁五年（一二九七）五月廿一日にある人の「五部肝心記」（真濟著）を書写し、翌日に「理智院御本」で校合したとある。「御本」と記しており、隆澄自筆本を披見したのであろう。

隆俊は高山寺聖教では、唯一この典籍に名前が見出せるのみである（『高山寺経蔵典籍文書目録 索引』（高山寺資料叢書 第十一冊））。『伝法灌頂師資相承血脉』には、醍醐寺金剛王院開祖聖賢（一〇八三―一一四七）付法の一人に、「隆俊（大法師 内山）」とあるが、異人物であらう。

33、【毘那耶經】一帖（『東寺金剛蔵聖教目録』五）（大

日本史料」第七遍之三）。

観_釋智院故法印（杲_三）七々日忌景相当日廿五日、

為彼追福、賢宝闍梨勸遊弟等、書写経軌、予又加

随一、是歎中之喜也、在生之古、対面開教門之閉、

没後之今、慕跡写妙典之経矣、康安二年壬寅八月

十三日、終功訖、一交了、 権律師定伊

貞治元年十一月三日、以賢清僧都、隆澄僧正等持本、校合了、／ 賢宝（年卅）

【毘那耶經】（『毘奈耶經』）は伝教大師により我が国にもたらされた経典の一つである。佛と執金剛・観自在菩薩・梵天・堅牢地神との対話により、「一般秘密修法の要件及び作法を示」（『佛書解説大辞典』）す経典である。定伊が記すところによると、東寺観智院第一世果宝

（一三〇六―六二）が康安二年（貞治元年）七月七日に寂した。八月廿五日（四十九日）に行われる追福のために、賢宝阿闍梨が同経の書写を勧めた。同年十一月に、賢宝が隆澄等が所持していた本と校合した。

賢清の伝は未詳であるが、『野澤血脉集』巻第二によると、慈尊院流の血脉が「杲宝法印―賢宝法印」と繼承

されており、師弟関係にあったことがわかる。

34 「秘蔵金宝集」 十帖（「東寺金剛藏聖教目録」八（「大日本史料」第七遍之三））。

全部十帖内、一、三、七依令缺闕、以他本写補了、（件本隆澄／僧正校本、）

永徳元年八月廿一日 賢宝（生年／四十九）

「秘蔵金宝集」は十巻、勝俱胝院実運が集録、「秘蔵金宝鈔」とも称される。「三宝院流にありては」「一流伝授の聖教として最も重要」（「佛書解説大辞典」）なものである。

これも賢宝が書写した。「大日本史料」第七遍之三、応永五年六月三十日に翻刻されている「東寺金剛藏聖教目録」を参照すると、彼が精力的に書写を行っていたことがわかる。その中に、隆澄が関わった典籍が含まれていたのである。同集は十巻中、三巻が散佚していた、それを隆澄が校合した本で補っている。

35、「題末詳」 一巻（高山寺聖教類 第四部第一五四函59）。

（奥書）賜理智院御本令書写了／奉伝受了 末

資盛遍 （以上本奥書）

奉伝受了

俊玄

盛遍が書写し、伝授されているが、17「地鎖事」、18「紳加持」、24「題末詳」の奥書と近似しており、これらと同じ典籍の可能性もあるのではなからうか。

盛遍と俊玄の関係については、「仁和寺諸院家記」（恵山書写本）心蓮院に「俊玄法印 盛遍律師附法」とある。

六 おわりに

冒頭に引用した如く、「漢文行状」巻下の奥書には「依義林房申置。以法印権大僧都隆澄成漢字畢」とある。これより、喜海（一一七四～一二五〇）の「申置」により、隆澄は喜海撰の「仮名行状」を「成漢字」たことがわかる。だが、喜海が何故隆澄を指名したかは未詳である。しかし、前述した如く、三十二歳の隆澄は既に「右筆」として貴族間に知られた僧侶であり、幾つかの法会の記録を編纂しており、多くの典籍を積極的に書写している。このように、文筆に優れた才能を有していたことが、喜海

が隆澄を選んだ最大の理由と考えるべきであろう。

次に、喜海が隆澄のことをどのようにして知ったのであろうか。喜海と隆澄の関係を示す資料は、未だ報告されていないようである。先稿では、『漢文行状』を完成させた高信が関わったのではないかと推察したが、先述した如く、『高山寺代々記』（補注（11））に拠ると盛遍（明悟上人）は忠遍・隆澄から受法し、高山寺に隠遁している。また、同記には、

澄^{第二辰}測上人（浄智 靈典上人入室 法^{（哲上人）}□□□付法／理
智院隆澄僧正重受）

とある。澄測上人浄智は義淵房靈典（一一八〇～一二五五）入室で、「治承二年 誕生／文□□（康）は「応」の誤記か。稿者注）元年 入滅八十三」の法智上人性実の付法である。このように、隆澄が授法した僧侶の幾人かは高山寺に遁世している。このような僧侶により、高山寺教団や喜海に隆澄の情報は詳細に伝えられていたのではなからうか。

補注

（1）奥田「解説」「明恵上人資料 第二」（高山寺資料叢書 第一冊。東京大学出版会。一九七一年）、後、著書「明恵 遍歴と夢」（東京大学出版会。一九七八年）再録。

（2）村上素道著「喜海と高信 付神尾寺考証」「梅尾山高山寺 明恵上人」（森江書店。一九二九年）。田中久夫「義林房喜海の生涯」「南都仏教」第三十四号（一九七五年七月）、後、著書「鎌倉仏教雑考」（思文閣出版。一九八二年）再録。

（3）村上著（補注（2））。納富常天「解脱門義聴集記解題」「金沢文庫研究紀要」第四号（一九六七年三月）、後、著書「金沢文庫資料の研究―稀観資料篇―」（法蔵館。一九九五年）再録。奥田勲「順性房高信上人をめぐる―明恵上人高弟覚書より―」「明恵讃仰」第十五号（刊行年不記）、同「神尾山年表及び関係資料」「研究報告論集」昭和五十八年度（高山寺典籍文書綜合調査団。一九八四年二月）等がある。

（4）野村「明恵上人伝記の研究―高山寺縁起」と「高

山寺明恵上人行状(『漢文行状』の編者)、『国語国文』第八十卷第二号(二〇一一年二月)。以下、「先稿」と略記。

(5) 『東寺長者補任』には多数の写本が存しているが、翻刻されているのは、以下の五種類である(後述する湯浅氏の指摘に拠る)。

①群書類従本。②続群書類従本。③続々群書類従本。

④和多昭夫「寛信撰 東寺長者次第」『高野山大学論叢』二(一九六六年一〇月)。⑤湯浅吉美「東寺観智院金剛藏本 『東寺長者補任』の翻刻(上)」「同(下)」『紀要』(成田山仏教研究所)第二十一号(一九九八年三月)。第二十二号(一九九九年三月)。

この中で、隆澄の記事が存するのは、①・③・⑤である。①は簡略化されているが、③と⑤は詳しく記されているが、両書は記述順序等の小異が存している。『本朝高僧伝』隆澄伝と比較しても、少し相違が見出せる。例えば、「弘長元年冬。(略)明年冬改転正」と弘長二年冬に権僧正から僧正に転じているが、③は関連する記述がなく、⑤の弘長二年には「隆澄権僧正

(後七日法勤之 十二月廿六日転正)」とある。逆に、文永三年「冬十一月解^下長者法務印」とあり、③には「十一月日辞長者法務」とあるが、⑤には見出せない。即ち、師蛮が参照した『東寺長者補任』は③・⑤の記述を併せ持つ、より詳細な記述を有する典籍であったことがわかる。以下、注記無き場合は⑤から引用する。

(6) 山崎誠氏も、隆澄は「文永十一年に示寂した仁和寺僧」(『真俗交談記考―仁和寺文苑の一考察―』『国語と国文学』第五十八卷第一号(一九八一年一月)、後、著書『中世学問史の基底と展開』(和泉書院。一九九三年)再録)とする。

(7) 奥書は「後人の加えた所であろう。」(『群書解題』)
(8) 大正大学図書館所蔵のマイクロフィルム参照。東寺宝物館主任山田忍良氏より助言を賜った。

(9) 「金剛寺並に同古記に就いて」『天野行宮 金剛寺古記』(大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告書 第六輯(一九三五年))。『大阪府』(角川日本地名大辞典27)にも。

(10) 「国書総目録」に拠ると、守覚親王自筆「御修法雜事」一冊が仁和寺に現存するが、「如法愛染王御修法雜事」とも称されている。和田英松著「皇室御撰之研究」(明治書院。一九三三年)にも。

(11) 宮澤「高山寺代々記」『研究報告論集』平成六年度

(高山寺典籍文書綜合調査団。一九九五年三月)。

(12) 山崎氏には、「秘説の興衰―真俗交談記・真俗擲金記―」『日本文学』第三十七卷第六号(一九八八年六月。後、著書(補注(6))再録)もある。

(13) 17「地鎮事」・18「紳加持」は、山本真吾「高山寺経蔵守覚法親王関係文献目録稿」『研究報告論集』(平成十年年度 高山寺典籍文書綜合調査団。一九九九年三月)には含まれていないが、上述したことから、守覚の典籍と推察される。

(14) 山崎「国文学研究資料館蔵『表白御草』」『国文学研究資料館紀要』第二十二号(一九九七年三月)。

*引用は次の典籍からおこなった。

・明恵伝記は「明恵上人資料 第二」(高山寺資料

叢書 第一冊)。「伝灯広録」(統真言宗全書)。「本朝高僧伝」(大日本仏教全書)。「血脈類集記」・「野澤血脈集」(真言宗全書)。「仁和寺諸院家記」・「光台院御室伝」・「仁和寺御傳」(仁和寺史料)寺誌編(奈良国立文化財研究所資料)。「玉葉」(今川文雄校訂。思文閣出版)。「五代帝王物語」(中世の文学。三弥井書店)。「東宝記」(続々群書類従)。「高山寺縁起」(高山寺資料叢書 第一冊)。「醍醐寺蔵『伝法灌頂師資相承血脈』(築島裕「醍醐寺蔵本」傳法灌頂師資相承血脈)『研究紀要』(醍醐寺文化財研究所) 第一号(一九七八年十一月)。「尊卑分脈」(新訂増補 国史大系)。

(二〇一〇・一一・廿九)